随意契約結果(業務委託) 様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (稅込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	財務会計システム運用保守業務(令和3年度)	情報処理	富士通Japan株式会 社	105,418,995円	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G3	
2	大阪市公金収入報告書 電子計算機処理業務 (単価契約)	情報処理	TIS株式会社	36.3円 外23件	令和3年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G3	_

随意契約理由書

1. 業務名称

財務会計システム運用保守業務

2. 契約相手

富士通Japan株式会社

3. 随意契約理由

現行の財務会計システムは、平成22年に実施した財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約に係る総合評価一般競争入札により決定した、富士通株式会社が有するパッケージソフトウェアを基に、本市独自の要件に見合ったカスタマイズを行い、平成24年3月に本番稼働したものである。

本システムは、予算登録支援から執行管理、決算をはじめ用品管理、電子決裁に至る財務会計事務全般を対象とする全庁にわたる大規模なオンラインシステムである。また、収納・支払業務等、市民サービスにおいて、金融機関との確実な業務連携を実現している本市屈指の重要な業務システムであることから、障害が発生し、処理が遅延した場合、大阪市の会計事務だけでなく、支払が滞るなど市民サービスへの支障を来すことも考えられ、影響範囲が極めて大きい。

したがって、障害発生時には迅速に対策をとり、その影響を極力最小限に抑えることが常に 求められる。また、通常運用においては、安定的稼働が求められることはもとより、機能付加・改修等の新たな課題や要件が発生した場合のシステム対応についても、正確かつ迅速に 行う必要がある。これら迅速な障害対応や各種問合せ対応、システム保守業務を行うために は、パッケージソフトウェアの内部構造に精通していることが必須である。

富士通 Japan株式会社は、財務会計システムの開発業者であり、パッケージソフトウェアの開発元である富士通株式会社と吸収分割契約を締結しており、令和3年4月1日には、自治体向け事業に関する権利義務が同社から承継されている。これにより、本件委託業務におけるソフトウェア資産及びノウハウ並びに商標権、著作権その他の知的財産権並びに契約上の地位及び権利義務についても承継された富士通 Japan株式会社は、実質的に本件委託業務内容に精通しかつ、上述の諸要件を満たす唯一の業者となることから、同社を特名として随意契約を行うこととする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

会計室会計企画担当(財務会計システムグループ)(電話番号:06-6208-8469)

随意契約理由書

1. 業務名称

大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務

2. 契約相手

TIS株式会社

3. 随意契約理由

大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務は、日々大量に発生する市全体の収入報告書のデータ化処理を行うものであるが、本市の税・国保等の各システムへ納品するデータへの加工・整理を行うなど、本市が求める様々な条件等に合わせてのデータ化処理や、マルチペイメントネットワークを活用した電子収納データと金融機関等の窓口で納付された収納データの一元化を実現させるほか、障害やトラブルが発生した場合に、迅速かつ確実に対策を行う必要がある。また、上記データ化処理に加えて、本庁舎・区役所等の本市事業所への収入報告書原書及び納品データの集配業務も行うため、市庁舎近辺に処理拠点を設けて、確実かつ柔軟な対応を行うことが求められる。以上の複雑かつ膨大な業務を限られた時間内で正確に行わなければならない。

また、一部の自治体では指定金融機関が同業務を請け負っている事例も見られるが、本市において指定金融機関は、四銀行(みずほ銀行、りそな銀行、三菱UF J銀行、三井住友銀行)から毎年(6月1日から1箇年ごと)輪番で指定するルールになっているため、指定金融機関が公金取扱業務とセットで本業務を実施する場合、その都度大規模な設備投資や要員育成、処理体制の確立が必要となり、毎年交替する指定金融機関にとってはリスクと負担が大きく、実現性が見込めない。

TIS株式会社は、収入報告書のデータ化処理拠点が大阪近辺にあり、大量の収入報告書のデータ化処理を限られた時間内に正確に処理できる公金収入報告書データ化システムを保有しており、また、マルチペイメントネットワークを活用した電子収納の収納データ提供業務(共同利用センター)の運用にも対応可能な業者であることから収納データとの一元化も確実に実現できる。

一方、他社による参入の可能性については、従前から参入可否の調査を実施してきたところ本業務を包括的に請け負える事業者はほかに見当たらなかったが、令和2年1月に事業者サイドの体制変更(体制強化)等に伴い、参入の可能性を有する複数の事業者を確認することができた。ただし、新たに機器設定やプログラム構築等を行う準備期間を考慮すると運用開始時期は令和4年12月となるため、令和3年3月に入札手続きを行い新たな事業者が決定したものの、運用開始までの間は直ちに対応可能な事業者は存在しない。

以上の理由から、令和3年度の当該業務実施にあたり、現時点において本市が求める多様な収納方法に対応でき、本市各システムから発行される収入報告書と連携ができるシステムを所有する唯一の業者となるTIS株式会社を特名として随意契約を行うこととする。

[R3.4月—No.2]

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

会計室会計企画担当 (財務会計システムグループ) (電話番号:06-6208-8469)